

令和 7 年度
環境保全のあらまし
(令和 6 年度実績)



武蔵村山市

目 次

《 工場・指定作業場関係 》

1 工場・指定作業場	1
2 騒音・振動規制法に基づく届出	3
3 燃料中における硫黄調査	5
4 産業廃棄物処理業者ダイオキシン類・ばいじん調査	6

《 苦情関係 》

1 公害に関する苦情について	7
2 公害以外の苦情について	8
3 雑草等について	8

《 環境学習関係 》

1 地球環境保全に係るポスター・標語コンクール	9
2 親と子の環境教室	10
3 環境学習会	11
4 環境副読本	11

《 騒音関係 》

1 環境騒音調査	12
2 主要幹線道路環境調査	14
3 自動車騒音常時監視調査	17
4 横田基地航空機騒音調査	18
5 立川飛行場等航空機騒音調査	21

《 大気関係 》

1 酸性雨調査	22
2 二酸化窒素調査	22
3 光化学スモッグ注意報等発令状況	24

《 河川等の水質関係 》

1 残堀川調査	26
2 空堀川調査	28
3 その他の河川調査	30
4 地下水汚染調査	31
5 地下水揚水量報告	32

《 その他 》

1	飼い主のいない猫去勢不妊手術補助金	35
2	犬のふん放置防止啓発看板の配付	35
3	ユスリカ等害虫駆除	36
4	殺そ剤の配付	36
5	スズメバチの巣駆除作業補助金・薬剤の販売	37
6	畜犬登録事務	37
7	アライグマ・ハクビシン防除事業	38
8	環境フェスタ	38
9	省エネナビ貸出事業	39
10	空間放射線量測定	39

《 工場・指定作業場関係 》

1 工場・指定作業場

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）では、騒音、振動等の様々な公害を発生させる恐れのある工場・指定作業場に対する手続的規制として認可制度等を規定しており、環境確保条例に基づき市で公害防止措置が取られているか書類審査等を行っています。

工場とは、主に定格出力の合計が 0.75 キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場のことをいいます。

また、2.2 キロワット以上の場合にはすべて工場となります。

指定作業場とは、駐車場やガソリンスタンド等の 32 種類の作業場等をいいます。

なお、工場の認可申請に対する事務手数料として、武蔵村山市事務手数料条例に基づいた手数料がかかります。

（ア）工場数・指定作業場数

（単位：件）

年 度	工 場		合 計	指定作業場		合 計
	市委任分	都留保分		市委任分	都留保分	
令和 2 年度	720	0	720	333	1	334
令和 3 年度	718	0	718	335	1	336
令和 4 年度	717	0	717	335	1	336
令和 5 年度	719	0	719	334	1	335
令和 6 年度	719	0	719	335	1	336

※ 当該年度当初における実数

（イ）工場関係届出件数①

（単位：件）

年 度	設 置			変 更			そ の 他						合 計
	受 理	認 可	認 定	受 理	認 可	認 定	完成届	氏名等 変更届	承継届	認可申請 取下げ願	事故届	廃止届	
令和2年度	2	2	0	4	2	2	2	5	1	0	2	2	24
令和3年度	1	1	2	1	2	2	4	7	4	0	1	4	29
令和4年度	3	3	2	7	7	5	12	15	1	0	0	5	60
令和5年度	2	2	2	4	4	3	4	3	0	0	1	0	25
令和6年度	3	2	2	5	6	9	11	10	0	0	0	2	50

(ウ) 工場関係届出件数②

(単位：件)

年 度	工場設置認可申請			工場変更認可申請
	作業場の床面積が 500 m ² 以下	作業場の床面積が 500 m ² を超え1,000 m ² 以下	作業場の床面積が 1,000 m ² を超える	
令和2年度	1	0	1	4
令和3年度	1	0	0	1
令和4年度	3	0	0	8
令和5年度	2	0	0	4
令和6年度	2	0	1	5

(エ) 指定作業場関係届出件数

(単位：件)

年 度	設置届出 受 理	変更届出 受 理	氏名等変更 届 出 受 理	廃止届出 受 理	承継届出 受 理	合 計
令和2年度	2	0	4	0	0	7
令和3年度	2	1	3	1	0	6
令和4年度	0	1	1	0	0	2
令和5年度	0	0	0	1	0	1
令和6年度	2	0	3	1	0	6

(オ) 手数料

区 分		手数料
工場設置の場合	作業場の床面積が 500 m ² 以下	8,700 円
	作業場の床面積が 500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	14,200 円
	作業場の床面積が 1,000 m ² を超える	20,200 円
工場変更の場合	全て	7,600 円

2 騒音・振動規制法に基づく届出

騒音規制法・振動規制法では、工場等から出る著しい騒音・振動を発生する機械等の設備を特定施設として定め、規制しています。

また、建設作業によって著しい騒音・振動を発生させる作業や機械を使用する施工者は、市に作業内容等についての届け出（作業開始7日前まで）をするよう定めています。

市では、これらの法律に基づき、規制基準を遵守するよう指導を行うことにより、公害発生の未然防止に努めています。

（ア）騒音規制法及び振動規制法に基づく事業所数及び特定施設数

年 度	法 律	事業所数（件）	特定施設数（台）
令和2年度	騒 音	233	1,321
	振 動	184	1,102
令和3年度	騒 音	234	1,347
	振 動	185	1,100
令和4年度	騒 音	235	1,349
	振 動	186	1,102
令和5年度	騒 音	238	1,352
	振 動	189	1,105
令和6年度	騒 音	238	1,360
	振 動	189	1,106

※ 当該年度当初における実数

（イ）特定施設の各種届出件数

（単位：件）

年 度	法律	設置届出 受 理	数変更届出 受 理	使用方法 変更届出 受 理	防止方法 変更届出 受 理	氏名等変更 届出受 理	使用全廃 届出受 理	承継届出 受 理
令和2年度	騒音	1	1	0	0	1	0	0
	振動	1	1	0	0	1	0	0
令和3年度	騒音	3	1	0	0	1	2	0
	振動	3	1	0	0	1	2	0
令和4年度	騒音	3	2	0	0	0	1	0
	振動	3	2	0	0	0	1	0
令和5年度	騒音	3	2	0	0	0	0	0
	振動	3	2	0	0	0	0	0
令和6年度	騒音	2	1	0	0	2	0	0
	振動	1	0	0	0	2	0	0

(ウ) 特定建設作業の届出受理件数

(単位：件)

年 度	法 律	実施届出受理
令和2年度	騒 音	17
	振 動	16
令和3年度	騒 音	11
	振 動	10
令和4年度	騒 音	10
	振 動	10
令和5年度	騒 音	15
	振 動	14
令和6年度	騒 音	18
	振 動	16

3 燃料中における硫黄調査

工場・指定作業場は、一定量以上の燃料を使用する場合、環境確保条例第 69 条第 1 項で硫黄酸化物による大気汚染を防止するため、燃料中における硫黄含有率が規制されています。

市では、環境確保条例施行規則で定める燃料の基準に適合した燃料を使用しているか確認するため、毎年度、工場・指定作業場に対し、燃料を採取し、分析を行っています。

(ア) 燃料中における硫黄含有率

燃料使用量 による規模	設置区分 A (S51.8.1 前設置)			設置区分 B (S51.8.1 以後設置)		
	300ℓ以上 500ℓ未満	500ℓ以上 2,000ℓ未満	2,000ℓ以上	300ℓ以上 500ℓ未満	500ℓ以上 2,000ℓ未満	2,000ℓ以上
燃料の基準 (燃料中における 硫黄含有率 swt%)	1.0 以下	1.0 以下	0.8 以下	0.8 以下	0.8 以下	0.5 以下

(イ) 調査結果

事業所名	使用 燃料	燃料使用量 (ℓ/日)	基準値	各年度分析値 (swt%)				
				令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
市立学校給食センター	A重油	400	1.0	0.05	0.05	0.05	0.02	0.05

4 産業廃棄物処理業者ダイオキシン類・ばいじん調査

ダイオキシン類の発生源は、約9割が身の回りのごみなどの廃棄物の焼却時に発生すると推定されています。市内には、ダイオキシン類（特にPCDD及びPCDF）の発生源の1つである産業廃棄物の焼却処理を行っている事業所が2箇所あります。このため、市では、この2事業所の焼却施設が適正に管理運営しているか確認することを目的として、年1回、排ガス中のダイオキシン類とばいじんの測定を行っています。

また、ダイオキシン類対策特別措置法は、火床面積0.5 m²以上又は焼却能力50kg/h以上の焼却炉に対し、年1回以上、排ガス中等のダイオキシン類の測定及び報告を義務付け、都はその結果を公表しています。

(ア) 産業廃棄物処理業者ダイオキシン類調査結果

(単位：ng-TEQ/m³N)

事業所名	各年度調査結果									
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	調査日	調査結果	調査日	調査結果	調査日	調査結果	調査日	調査結果	調査日	調査結果
日本医療衛生サービス㈱	11/26	0.097	1/27	0.21	1/26	0.31	1/18	0.24	1/23	4.4
比留間運送㈱	2/1	5.1	1/28	7.9	1/27	4.6	－	－	－	－
基準値	当該事業所の火床面積が0.5 m ² 以上、又は焼却能力が50 kg/h以上で、 施設規模（焼却能力）は、2t/h未満に該当する。 新施設基準は、5ng-TEQ/m ³ N以下。（現在該当なし） 既設施設基準は、10ng-TEQ/m ³ N以下。（日本医療衛生サービス㈱、比留間運送㈱）									

※ 令和5年度及び6年度は、比留間運送（株）の焼却炉の不具合により、当該工場の調査は実施していない。

(イ) 産業廃棄物処理業者ばいじん調査結果

(単位：g/m³N)

事業所名	各年度調査結果									
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	調査日	調査結果	調査日	調査結果	調査日	調査結果	調査日	調査結果	調査日	調査結果
日本医療衛生サービス㈱	11/26	<0.001	1/27	<0.001	1/26	<0.001	1/18	<0.001	1/23	<0.001
比留間運送㈱	2/1	0.003	1/28	0.004	1/27	0.003	－	－	－	－
基準値	当該事業所の施設規模（焼却能力）は、2t/h未満に該当する。 新施設基準は、0.15 g/m ³ N以下。（現在該当なし） 既設施設基準は、0.25 g/m ³ N以下。（日本医療衛生サービス㈱、比留間運送㈱）									

※ 令和5年度及び6年度は、比留間運送（株）の焼却炉の不具合により、当該工場の調査は実施していない。

《 苦情関係 》

1 公害に関する苦情について

市内には、工場、店舗、住宅などがあり、多くの人々が様々な活動をしています。

しかし、その活動に伴い、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動等、様々な公害なども発生しています。これらの公害の中には、改善されているものもありますが、まだ、十分でないものもあります。その多くは、私たちの生活の中から発生しています。また、最近では、宅地開発が進み住宅が密集してきたことにより、隣近所間の苦情も増えてきています。自己中心的な生活ではなく、他人への思いやりや気配り、コミュニケーションを交わせるような関係を日頃からつくることが大切です。

(環境基本法で定める公害)

・大気汚染 ・水質汚濁 ・土壌汚染 ・騒音 ・振動 ・地盤沈下 ・悪臭

〈年度別公害苦情件数〉

(単位：件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発 生 源 別	工 場	15	7	6	4	4
	指定作業場	1	4	0	0	0
	建設作業	4	1	1	9	7
	一 般	83	73	76	111	101
	合 計	103	85	83	124	112
現 象 別	ば い 煙	5	3	3	0	2
	粉 じ ん	0	1	2	4	1
	悪 臭	5	8	11	12	11
	汚 水	4	1	2	2	1
	騒 音	14	28	18	20	27
	振 動	1	2	0	1	4
	そ の 他	74	42	47	85	66
	合 計	103	85	83	124	112

※ 平成28年度から「公害苦情」と「公害に関する苦情以外の苦情」とを分けて計上している。

2 公害以外の苦情について

飼い主のいない猫によるふん尿等の被害や犬、鳥類の鳴き声等による公害以外の苦情も多くあります。飼い主のいない猫には、餌付けをしないことが基本ですが、餌付けをする場合は、近隣に迷惑のかからないよう注意を払い、必要であれば不妊・去勢手術を受けさせて、増加を防ぐことが重要です。

また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき、むやみに保護できない動物を見つけたら人間の手は加えず、立ち去るのを待つことも大切です。

〈公害以外の苦情受付件数〉

（単位：件）

年 度	犬		猫		その他	合計
	ふん尿	その他	ふん尿	その他		
令和2年度	6	7	10	8	16	47
令和3年度	6	12	3	14	19	54
令和4年度	1	4	2	1	41	49
令和5年度	1	8	5	2	69	85
令和6年度	0	8	1	0	57	66

3 雑草等について

空き地等に雑草等が繁茂していると害虫等の発生やごみの不法投棄の原因にもなるため、雑草等が繁茂している空地の土地所有者等に対して雑草等の除去要請を行っています。

また、市では、雑草等が繁茂している土地の管理の適正化及び市民の生活環境を良好に保つことを目的として、武蔵村山市草刈機貸付要綱に基づき、市が所有する草刈機の貸し出しを行っています。

〈空地の管理の適正化に関する指導状況等〉

年 度	雑草除去要請			草刈機貸出 件数（件）
	地主数（人）	筆数（筆）	対象面積（㎡）	
令和2年度	1	2	269.00	29
令和3年度	1	3	484.00	29
令和4年度	0	0	0	19
令和5年度	0	0	0	30
令和6年度	8	10	2,647.17	29

《 環境学習関係 》

1 地球環境保全に係るポスター・標語コンクール

市では、地球環境保全に対する市民意識の啓発及び高揚を図ることを目的として、市内中学校の生徒に対し、地球環境保全に係るポスター及び標語の募集を行っています。

前年度に市内各中学校 1・2 年生のいずれかを対象にポスター及び標語の作成を依頼し、原則として各中学校から提出された作品を応募作品としています。

コンクールでは、応募作品の中から各中学校で優秀作品を選び、優秀作品の中から 1 点最優秀作品を選出します。これをもとに地球環境保全に係るポスターを作成し、市内公共施設や事業所に掲出を依頼しています。

また、例年、環境月間中に、市役所 1 階ロビーにポスター及び標語を掲示しています。なお、令和 2 年度から令和 4 年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止となりました。

＜ポスターの応募状況等＞

年 度	ポスター			
	応募人数（人）	優秀賞受賞者人数（人）	最優秀賞受賞者名	学校名/学年
令和 2 年度	676	21	川本 采和	一中/1 年生
令和 3 年度	715	21	田中 雅桜	三中/1 年生
令和 4 年度	691	23	舎川 ゆき	五中/2 年生
令和 5 年度	708	21	西 理咲	五中/2 年生
令和 6 年度	549	17	関崎 初奈	五中/2 年生

※ 優秀賞受賞者人数には最優秀賞受賞者も含まれる。

＜標語の応募状況等＞

年 度	標 語			
	応募人数（人）	優秀賞受賞者人数（人）	最優秀賞受賞者名	学校名/学年
令和 2 年度	678	22	濱中 来安	一中/1 年生
令和 3 年度	733	22	石橋 祐奈	五中/1 年生
令和 4 年度	678	22	村上 広哲	三中/1 年生
令和 5 年度	655	21	葛葉 瑛心	一中/1 年生
令和 6 年度	612	19	下田 幸輝	四中/1 年生

※ 優秀賞受賞者人数には最優秀賞受賞者も含まれる。

2 親と子の環境教室

空堀川水環境確保対策会は、流域4市（武蔵村山市、東大和市、東村山市、清瀬市）で組織され、空堀川の水質浄化及び水量の確保を図りながら、快適な水辺環境の創出を目指すことを目的として、毎年、空堀川の水質調査を実施し、東京都へ要請活動を行っています。

また、環境教育を推進していくため、広く環境に関して学習し、関心と認識を高めることを目的として、水辺環境や環境関連施設の見学等を、小学生を対象に保護者同伴の上、年1回夏休み期間中に実施しています。なお、令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止となりました。

＜親と子の環境教室実施状況＞

（単位：人）

実施日		実施場所	参加人数				
			武蔵村山市	東大和市	東村山市	清瀬市	合計
令和2年度	－	－	－	－	－	－	－
令和3年度	－	－	－	－	－	－	－
令和4年度	－	－	－	－	－	－	－
令和5年度	8/4	埼玉県立 川の博物館	4	16	14	18	52
令和6年度	8/8	東京都 葛西臨海水族園	15	25	20	22	82

※ 令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止。

3 環境学習会

武蔵村山市環境基本条例が平成 16 年 7 月 1 日に施行されたことに伴い、第 12 条「環境保全等に関する学習の推進」に基づき平成 17 年度から、市民を対象に狭山丘陵を中心に市内の環境について、関心を持ってもらい、市内環境への意識を高めることを目的に年 2 回実施しています。なお、令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止となりました。

＜環境学習会実施状況＞

(単位：人)

実施日		実施場所	実施内容	参加人数
令和 2 年度	-	-	-	-
	-	-	-	-
令和 3 年度	-	-	-	-
	-	-	-	-
令和 4 年度	10/23	里山民家周辺	昆虫・植物観察会	20
	2/25	里山民家周辺	自然観察会	26
令和 5 年度	10/21	里山民家周辺	生物・植物観察会	12
	2/17	里山民家周辺	自然観察会	7
令和 6 年度	10/19	里山民家周辺	生物・植物観察会	4
	2/15	里山民家周辺	自然観察会	14

※ 令和 2 年度及び令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止

4 環境副読本

子どもたちの将来にわたる環境保全の関心を高め、正しい理解と認識を持ってもらうため、市内小学 4 年生を対象に、環境副読本「みんなで考えよう！市内の環境について」を作成し、配布しています。

≪ 騒音関係 ≫

1 環境騒音調査

環境調査の一環として、市内全域を 500m メッシュに 55 地点を区切り、用途地域及び環境基準の地域区分を参考にメッシュ内で各 1 地点選定します。また、地域別の騒音（環境騒音）を調査し、環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく、騒音にかかる環境基準適合状況並びに付近の環境に与える影響を把握し、今後の環境保全対策の資料としています。

(ア) 騒音による環境基準※1

(単位：dB)

地域の類型※2	基準値	
	昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
AA※3	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

※1 環境省ホームページ「騒音に係る環境基準について」より参照

※2 ① AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 ② A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 ③ B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 ④ C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
 ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

※3 本市において、地域類型 AA の該当地域はない。

地域の区分	基準値	
	昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(イ) 身近な音の目安

(単位：dB)

音 量	目 安	音 量	目 安
20	木の葉の触れ合う音	80	走行中の地下鉄車内
30	ささやき声	90	怒鳴り声、騒々しい工場内
40	深夜の市内・図書館	100	電車が通るときのガード下
50	静かな事務所	120	自動車の警笛（前方 2 m）
60	走行中の自動車内・普通の会話	130	飛行機のエンジン近く
70	掃除機・騒々しい事務所		

(ウ) 環境騒音調査結果

(単位：dB)

	調 査 地 点	朝	昼	夕	環境基準	測定 月日
		6 時 ～ 12 時	12 時 ～ 17 時	17 時 ～ 22 時		
1	伊奈平四丁目 32 番地（海道緑地保全地域南付近）	47.3	45.5	43.7	55	11/21
2	伊奈平五丁目 84 番地（伊奈平公園南付近）	47.2	46.4	42.7		〃
3	伊奈平四丁目 17 番地（海道緑地保全地域東付近）	45.3	40.0	44.4		〃
4	伊奈平三丁目 19 番地（ダイエー武蔵村山店東付近）	40.8	53.4	47.4	60	〃
5	伊奈平二丁目 55 番地（伊奈平自治会館付近）	46.4	55.4	50.2		〃
6	伊奈平二丁目 29 番地（資源リサイクルセンター付近）	45.7	51.3	51.8		〃
7	大南一丁目 116 番地（西大南樹林公園西付近）	42.2	42.1	41.8		11/20
8	大南一丁目 37 番地（市立小中一貫校大南学園西付近）	38.0	37.5	36.7		〃
9	大南五丁目 1 番地の 69（大南地区学習等供用施設付近）	42.7	38.3	41.7		〃
10	大南五丁目 48 番地（都立上水高校北付近）	40.3	45.2	40.5	55	〃
11	中原一丁目 30 番地の 17（経塚向公園東付近）	52.9	51.1	54.3	60	11/21
12	残堀四丁目 21 番地（残堀・伊奈平地域運動場付近）	45.6	46.9	48.7	55	〃
13	残堀一丁目 60 番地の 3（残堀・伊奈平地区学習等供用施設付近）	40.3	45.2	40.2	60	〃
14	残堀五丁目 85 番地（市立第五中学校南付近）	45.8	46.5	48.9	55	〃
15	残堀五丁目 28 番地（残堀自治会館付近）	44.0	39.5	41.9		〃
16	伊奈平一丁目 26 番地（バンテック物流センター南付近）	47.0	48.1	47.0	60	〃
17	三ツ藤一丁目 77 番地（三ツ藤南公園付近）	34.9	38.8	43.0	55	〃
18	榎三丁目 45 番地（イオンモール北付近）	49.6	47.5	43.2		11/20
19	榎二丁目 77 番地の 3（新海道児童遊園付近）	46.5	37.9	38.4		〃
20	学園五丁目 23 番地（東京経済大学付近）	40.1	39.3	40.1		〃
21	学園一丁目 91 番地（市立第九小学校北付近）	40.3	39.7	41.7		〃
22	学園一丁目 70 番地の 5（学園児童遊園付近）	40.3	36.4	40.0		〃
23	大南二丁目 79 番地の 1（市立小中一貫校大南学園北付近）	43.6	40.2	39.5		〃
24	緑が丘 1460 番地（市立小中一貫校村山学園北付近）	45.5	47.7	43.9	60	〃
25	学園四丁目 6 番地の 1（市立雷塚小学校付近）	40.2	43.6	45.1		〃
26	緑が丘 1460 番地（オカネ塚公園付近）	45.7	50.1	40.8	55	〃
27	大南五丁目 9 番地（大南公園付近）	44.9	48.9	46.1	65	〃
28	中原二丁目 25 番地（中原地区集会所北付近）	42.0	35.4	53.2	60	11/21
29	中原二丁目 21 番地の 4（中原公園付近）	39.3	32.2	39.3		〃
30	岸一丁目 20 番地の 4（大道児童遊園付近）	43.2	51.6	51.8	55	〃

	調 査 地 点	朝	昼	夕	環境基準	測定 月日
		6 時 ～ 12 時	12 時 ～ 17 時	17 時 ～ 22 時		
31	三ツ藤三丁目 27 番地（山王森公園付近）	42.8	49.7	48.9	55	11/21
32	三ツ木一丁目 42 番地（電話交換局北付近）	36.9	39.3	39.8		〃
33	三ツ木三丁目 22 番地（宿薬師堂境内付近）	50.0	56.9	56.7		〃
34	三ツ木一丁目 7 番地（峰自治会館付近）	45.9	42.4	47.6	70	〃
35	本町二丁目 77 番地の 1（中久保図書館付近）	54.6	53.2	52.2	65	〃
36	本町一丁目 19 番地（市民会館東付近）	32.6	45.1	39.6	55	11/20
37	本町二丁目 36 番地の 2（第五分団車庫付近）	62.8	60.4	59.5	70	11/21
38	本町四丁目 40 番地（市立第三老人福祉館付近）	52.4	42.8	50.2		11/20
39	中央二丁目 125 番地（お伊勢の森神明社西付近）	45.9	44.2	41.0	55	〃
40	神明一丁目 37 番地（中砂橋付近）	59.8	57.0	57.5	60	〃
41	中央三丁目 33 番地（萩の尾薬師堂北付近）	54.7	50.6	52.5	70	〃
42	中藤一丁目 37 番地（真福寺付近）	46.1	44.4	45.1	55	〃
43	神明三丁目 120 番地（市立第三中学校東付近）	49.1	40.4	36.3		〃
44	神明二丁目 86 番地（神明社境内付近）	52.2	47.4	53.3		〃
45	神明二丁目 121 番地の 1（大橋南付近）	54.2	53.9	54.6		〃
46	岸二丁目 24 番地の 3（須賀神社境内付近）	53.7	45.0	53.7		11/21
47	岸三丁目 47 番地の 7（市立第四老人福祉館付近）	49.8	38.8	42.4		〃
48	三ツ木四丁目 1 番地（野山北公園内リサイクルセンター付近）	43.1	42.3	35.0		〃
49	本町五丁目 31 番地の 1（野山北公園プール付近）	35.9	45.0	38.1		〃
50	本町五丁目 29 番地の 1（かたくりの湯付近）	57.8	54.4	51.4	70	〃
51	中藤二丁目 27 番地（番太池付近）	42.8	53.9	36.6	55	11/20
52	中藤三丁目 63 番地の 3（防火水槽付近）	46.9	42.0	51.6		〃
53	中藤四丁目 18 番地の 1（第一分団車庫付近）	57.3	63.0	64.6	70	〃
54	中藤五丁目 55 番地（大橋北付近）	53.3	54.4	54.2	55	〃
55	榎一丁目 1 番地（武蔵村山病院北付近）	40.1	39.7	50.7		〃

2 主要幹線道路環境調査

環境調査の一環として、市内の幹線道路を通過する自動車による騒音、振動、大気汚染を調査し、環境基本法第 16 条第 1 項の適合状況並びに付近の環境に与える影響の実態を把握し、今後の環境保全対策の資料としています。

(ア) 主要幹線道路沿道調査結果

調 査 項 目			騒音(等価騒音レベル) (dB)		振動 (上端値) (dB)		二酸化窒素 (ppm)	浮 遊 粒 子 質 状 物 質 (mg/m ³)	交通量 (台)
道 路	調査地点 (調査日)	区 分	昼 6時 ～22時	夜 22時 ～ 6時	昼 8時 ～19時	夜 19時 ～ 8時			
主要地方道 第5号線 (青梅 街道)	第 一 分 団 車 庫 付 近 (11/6～7)	調査結果	62	56	35	24	0.009	0.014	6,432
		環境基準	70以下	65以下	—	—	0.06以下	0.10以下	—
		要請限度	75以下	70以下	65以下	60以下	—	—	—
	第 六 分 団 車 庫 付 近 (11/6～7)	調査結果	69	63	32	26	0.010	0.010	13,686
		環境基準	70以下	65以下	—	—	0.06以下	0.10以下	—
		要請限度	75以下	70以下	65以下	60以下	—	—	—
主要地方道 第5号線 (新青梅 街道)	武 蔵 村 山 郵 便 局 付 近 (10/31～11/1)	調査結果	71	68	54	47	0.022	0.015	40,062
		環境基準	70以下	65以下	—	—	0.06以下	0.10以下	—
		要請限度	75以下	70以下	65以下	60以下	—	—	—
	桃 ノ 木 歩 道 橋 付 近 (10/31～11/1)	調査結果	75	72	45	42	0.018	0.012	39,030
		環境基準	70以下	65以下	—	—	0.06以下	0.10以下	—
		要請限度	75以下	70以下	65以下	60以下	—	—	—
主要地方道 第55号線	大 南 一 丁 目 バ ス 停 付 近 (11/7～8)	調査結果	68	63	34	30	0.008	0.016	13,650
		環境基準	70以下	65以下	—	—	0.06以下	0.10以下	—
		要請限度	75以下	70以下	70以下	65以下	—	—	—
主要地方道 第59号線	三 ツ 藤 住 宅 東 バ ス 停 付 近 (11/5～6)	調査結果	67	63	37	33	0.010	0.010	14,952
		環境基準	70以下	65以下	—	—	0.06以下	0.10以下	—
		要請限度	75以下	70以下	65以下	60以下	—	—	—
	㈱文明堂東京武蔵 村山工場東付近 (11/7～8)	調査結果	66	64	40	40	0.011	0.006	20,256
		環境基準	70以下	65以下	—	—	0.06以下	0.10以下	—
		要請限度	75以下	70以下	70以下	65以下	—	—	—
一般都道 第162号線	第 七 分 団 車 庫 付 近 (11/6～7)	調査結果	69	65	37	30	0.013	0.011	13,638
		環境基準	70以下	65以下	—	—	0.06以下	0.10以下	—
		要請限度	75以下	70以下	65以下	60以下	—	—	—
市道 第2号線 (江戸 街道) ※2車線区域	東京日産自動車 販売 ㈱ 北 付 近 (11/5～6)	調査結果	64	54	32	25	0.009	0.009	12,222
		環境基準	65以下	60以下	—	—	0.06以下	0.10以下	—
		要請限度	75以下	70以下	70以下	65以下	—	—	—

※ 調査結果が要請限度を超える場合については、道路を管理している東京都に対し改善の要請をしています。

自動車騒音に関する環境基準

区域の区分	基準値	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
幹線交通を担う道路に接近する区域	70デシベル以下	65デシベル以下
工業地域のうち4車線未満の市道に面する区域	65デシベル以下	60デシベル以下

※ 「幹線交通を担う道路」とは、国道、都道府県道及び4車線以上を有する市道です。

※ 「主要地方道」とは、都道のうち主要な道路として国土交通大臣が指定するものです。

（イ）道路沿道調査に伴う一般大気調査結果

調査地点	調査日	調査項目	
		二酸化窒素（ppm）	浮遊粒子状物質（mg/m ³ ）
市役所	11月5日～6日	0.005	0.008
	11月6日～7日	0.009	0.008
三ツ木地区学習等供用施設	10月31日～11月1日	0.015	0.011
	11月6日～7日	0.011	0.011
大南地区学習等供用施設	10月31日～11月1日	0.013	0.011
	11月7日～8日	0.005	0.008
残堀・伊奈平地区学習等供用施設	11月5日～6日	0.007	0.009
	11月6日～7日	0.012	0.008
	11月7日～8日	0.007	0.008
環境基準		0.06以下	0.10以下

※ 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の数値は調査期間中の1時間値の平均値です。

※ 「環境基準」とは、環境基本法に基づく環境基準です。

※ 「要請限度」とは、騒音規制法の自動車騒音及び振動規制法の道路交通振動に係る要請限度です。

（ウ）各調査方法

- ① 騒音の測定は、JIS Z 8731に定める方法で正時毎に10分間24時間測定しています。
- ② 振動の測定は、JIS Z 8735に定める方法で正時毎に10分間24時間測定しています。
- ③ 二酸化窒素の測定は、JIS B 7953に定める方法の吸光光度法で24時間連続測定しています。
- ④ 浮遊粒子状物質の測定は、JIS B 7954に定める方法のベータ線吸収法で24時間連続測定しています。
- ⑤ 交通量の測定は、ハンドカウンターにより正時毎に10分間24時間測定し、1時間値に換算して24時間の交通量としています。

3 自動車騒音常時監視調査

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、武蔵村山市内における主要幹線道路を対象とし、自動車騒音の状況の常時監視を実施し、評価対象路線の環境基準の達成状況の把握を行い、今後の総合的な道路環境に関する各種施策資料としています。

(ア) 調査方法

- ① 騒音の測定は、JIS C 1509-1に定める仕様に適合する測定機を用いて測定しています。
- ② 面的評価は、評価区間毎に、評価区間内に存在する住居等の属性、地域の残留騒音について調査しています。

(イ) 自動車騒音常時監視調査結果

- ① 騒音測定地点 武蔵村山市学園五丁目 8 番地の 1
- ② 評価対象路線 所沢武蔵村山立川線（主要地方道第 55 号線）
中央五丁目から大南一丁目まで
- ③ 調査日 令和 6 年 11 月 6 日から 7 日

<調査結果>

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数 (戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)
全戸数 (4,208 戸)	4,030	95.8	130	3.1	0	0.0	48	1.1
近接空間 (1,576 戸)	1,498	95.1	57	3.6	0	0.0	21	1.3
非近接空間 (2,632 戸)	2,532	96.2	73	2.8	0	0.0	27	1.0
環境基準（昼間 70dB 以下、夜間 65dB 以下）								

4 横田基地航空機騒音調査

横田基地の航空機騒音の実態を把握するため、市立第十小学校屋上に航空機騒音測定器を設置し、測定を行っています。

また、国は市立第十小学校屋上、東京都は第二老人福祉館屋上に航空機騒音測定器を設置し測定を行っております。なお、環境基準の類型を当てはめる地域の指定は、5 飛行場（東京国際空港、横田飛行場、厚木飛行場、調布飛行場、立川飛行場）について行っています。

（ア）環境基準(Lden)

地域 類型	類型を当てはめる地域	基準値 (dB)
		Lden (H25. 4. 1 から)
I	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 及び準住居地域 並びに用途地域の定めのない地域	57 dB以下
II	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 及び工業地域	62 dB以下

※ 環境省ホームページ「航空機騒音に係る環境基準について」より参照

(イ) 達成期間等

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分毎に次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとします。この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとしています。

飛行場の区分			達成期間	改善目標
新設飛行場			直ちに	—
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの			
	第二種空港(福岡空港を除く。)	A	5 年以内	—
		B	10 年以内	5 年以内に、70 dB未満とすること又は 70 dB以上の地域において屋内で 50 dB以下とすること。
	成田国際空港			
	第一種空港（成田国際空港を除く。）及び福岡空港		10 年をこえる期間内に可及的速やかに	① 5 年以内に、70 dB未満とすること又は 70 dB以上の地域において屋内で 50 dB以下とすること。 ② 10 年以内に、62 dB未満とすること又は 62 dB以上の地域において屋内で 47 dB以下とすること。

※ 環境省ホームページ「航空機騒音に係る環境基準について」より参照

※ 軍用飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとしています。

(ウ) 横田基地航空機騒音調査結果①

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	飛行回数 (回)	Lden (dB)	飛行回数 (回)	Lden (dB)	飛行回数 (回)	Lden (dB)	飛行回数 (回)	Lden (dB)	飛行回数 (回)	Lden (dB)
4月	151	47.0	86	47.1	105	42.6	137	54.1	58	42.0
5月	88	44.5	84	42.7	109	46.1	118	53.4	75	53.1
6月	152	46.8	107	43.5	73	43.4	100	46.7	75	42.6
7月	89	43.2	72	41.8	68	41.3	45	49.9	114	47.6
8月	122	43.6	72	41.1	51	40.8	122	48.5	73	50.5
9月	94	42.7	57	41.1	71	42.9	56	50.6	42	40.1
10月	97	44.9	65	41.2	63	43.5	48	51.3	98	44.7
11月	86	43.5	95	46.4	80	44.7	93	53.1	77	46.9
12月	88	42.0	40	42.0	65	42.7	50	51.6	67	43.9
1月	66	45.3	62	41.8	78	51.1	82	52.4	96	47.1
2月	56	44.1	27	41.7	49	44.2	43	49.1	55	43.0
3月	98	43.5	79	45.7	67	45.3	38	51.4	105	45.8
1年間の評価	1,187	44.5	846	43.6	879	45.1	932	54.1	935	45.6

(エ) 横田基地航空機騒音調査結果②

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調査日数(日)		365	365	365	361	365
飛行回数 (回)	7時～19時	1,037	735	756	824	799
	19時～22時	132	88	116	57	130
	22時～7時	18	23	7	51	6
	合計	1,187	846	879	932	935
最大値 Lden (dB)		55.2	57.9	64.9	54.1	67.0
1年間の平均値 Lden (dB)		44.5	43.6	45.1	42.6	45.6

※ 令和5年7月1日から5日までは、測定器の不調により測定ができなかったため、7月の測定日数は26日としている。

5 立川飛行場等航空機騒音調査

立川飛行場等の航空機騒音の実態を把握するため、大南地区学習等供用施設屋上に航空機騒音測定器を設置し、年2回(14日間)、大南地区学習等供用施設上空を通過する立川飛行場等の航空機による騒音の測定を行っています。

＜立川飛行場等航空機騒音調査結果＞

年 度	調査月日	Lden (dB)	飛行回数 (回)	最大音 (dB)
令和2年度	7/28～8/3 9/29～10/5	42.5	154	80.7
令和3年度	8/11～8/17 10/12～10/18	40.8	57	81.0
令和4年度	7/23～7/29 10/4～10/10	44.4	71	78.1
令和5年度	8/1～8/7 10/3～10/9	42.8	168	79.2
令和6年度	7/23～7/29 10/1～10/7	43.9	136	79.3

《 大気関係 》

1 酸性雨調査

工場、自動車等からの排ガス中に含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中・雨滴中で酸化され、硫酸・硝酸等に変化し、雨水に取り込まれてできた酸性度の強い雨のことをいいます。

酸性の程度は、pH（水素イオン濃度）で表され、pH7 を中心に、低いと酸性、高いとアルカリ性となります。

通常の雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため pH7 より低い値を示します。

大気中の二酸化炭素が十分に溶け込んだ場合の pH が 5.6 であるため、一般的にはこれより低い雨水を酸性雨と呼んでいます。

酸性雨は、湖沼等の水が酸性になることにより、そこに住む生物が死んだり、土壌が酸性化し、森林などを枯らしてしまうこともあります。

また、建物等を腐食する被害も引き起こします。

市では平成3年度から、月に一度市役所屋上で雨水を採水し、パーソナル pH メーターを用いて、簡易分析を行っています。

＜酸性雨調査結果＞

（単位：pH）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年 平 均	8.4	8.0	7.3	7.9	6.9

2 二酸化窒素調査

自動車、工場などで燃料の燃焼に伴って排出され燃料中の窒素分や空気中の窒素ガスが酸化され、生成されます。

排出される窒素酸化物の90%以上は一酸化窒素（NO）ですが、空気中で酸化され二酸化窒素となります。

窒素酸化物は、72%が自動車等から、28%が工場や家庭から排出されています。

高濃度のものは、赤褐色の気体で刺激臭があり、呼吸器に悪影響を与えるといわれています。

また、水に溶けやすく、水と反応して硝酸や亜硝酸を生ずることから酸性雨の原因ともなっています。

(ア) 環境基準

公害対策基本法第9条（現環境基本法第16条）の規定のに基づき、昭和53年7月11日に環境庁が告示（告示38号）したもので、大気汚染に係る環境上の条件のうち、二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下です。

また、環境基準は、工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しません。

(イ) 二酸化窒素濃度調査（アルカリろ紙方式）

平成27年度までは、各調査地点に二酸化窒素採取器内にアルカリろ紙を設置し、大気中の二酸化窒素を吸着させたものを採取して、分析委託により得た値を表示していましたが、平成28年度から道路沿道調査に伴う一般大気調査のバックグラウンドの値を表示しています。

<二酸化窒素濃度調査結果>

（単位：ppm）

年 度	市 役 所	三ツ木地区 学習等供用施設	残堀・伊奈平 学習等供用施設	大南地区 学習等供用施設	平 均
令和2年度	0.019	0.024	0.023	0.021	0.022
令和3年度	0.009	0.009	0.010	0.009	0.009
令和4年度	0.010	0.012	0.016	0.010	0.012
令和5年度	0.012	0.013	0.014	0.014	0.013
令和6年度	0.007	0.013	0.009	0.009	0.010

3 光化学スモッグ注意報等発令状況

自動車や工場等から排出される窒素酸化物と炭化水素が、太陽の強い紫外線を受けると光化学反応を起こし、オゾン等の光化学オキシダント（酸化性物質）を発生させます。

気象条件によっては、この光化学オキシダントがたまり、白くもやがかったような状態になることがあります。この状態を「光化学スモッグ」と呼んでいます。

光化学スモッグは4月から10月にかけての日差しが強くて気温の高い、風の弱い日に発生します。特に、太平洋高気圧に覆われる7～8月は気温も高く紫外線も強く安定した天気が続くため、光化学スモッグが発生しやすい気象条件となります。

市では、光化学スモッグ注意報等が発令された際、防災行政無線及び公共施設で黄色の看板により周知しています。

（ア）光化学スモッグの症状と対策

光化学オキシダントの影響を受けやすいのは、外気に直接触れる目や呼吸器です。主な症状としては目の痛み、咳、気分の悪さ等が挙げられ、まれに重症化すると呼吸困難、手足のしびれ、めまい、頭痛、発熱、嘔吐、意識障害等の症状を引き起こすこともあります。

身体影響には個人差が大きいので、周囲の人たちが何となくでも自分だけ症状が表れる可能性もあり、幼児、子供、病弱な人、特にアレルギー性の結膜炎や喘息等の持病がある人は一層の注意が必要です。

光化学オキシダントの影響はマスク等では予防できないため、光化学スモッグ注意報等が発令されたら、注意報等解除の放送があるまで、屋外での作業等は控え、屋内で過ごしてもらえよう周知しています。

（イ）発令基準

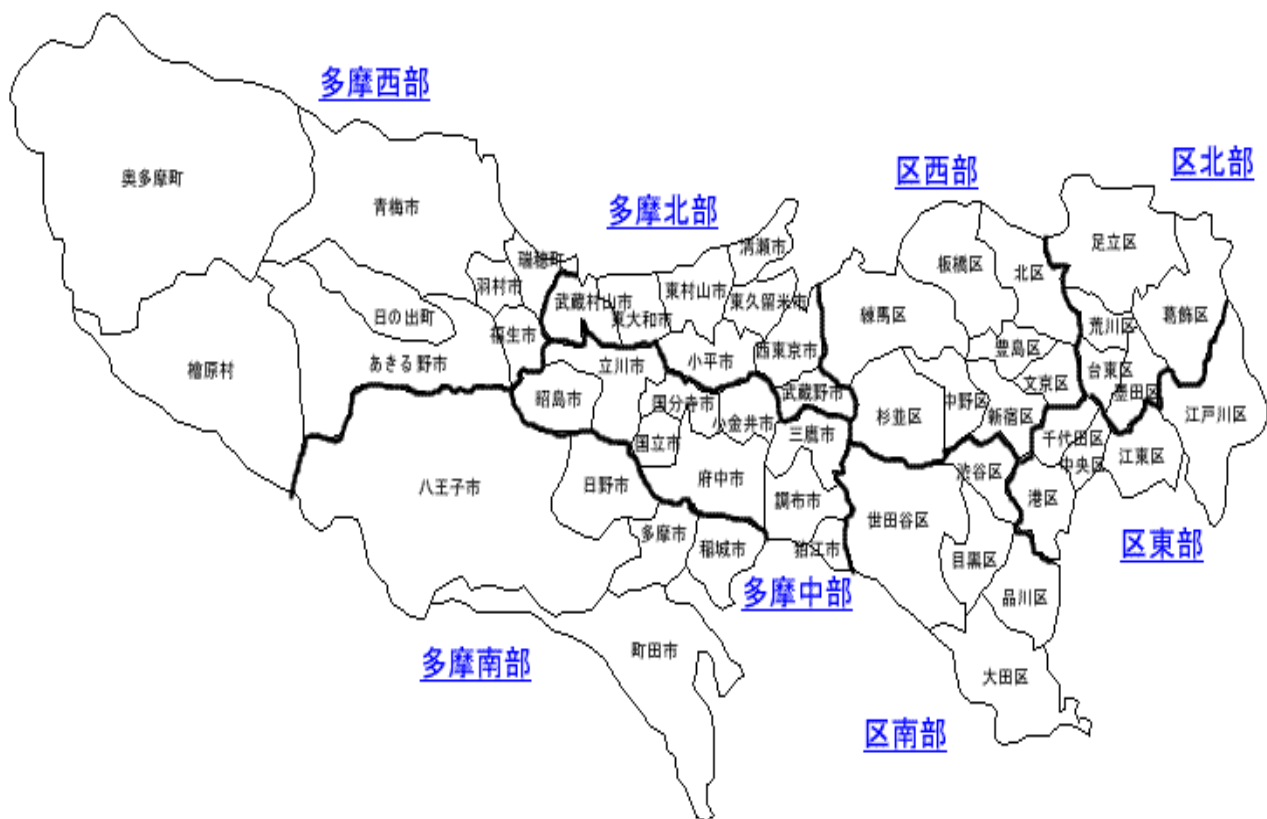
（単位：ppm）

学校情報	予 報	注 意 報	警 報	重大緊急報
0.10 以上	高濃度が予想される時	0.12 以上	0.24 以上	0.40 以上

(ウ) 光化学スモッグ注意報等発令状況

年 度	学校情報 発令日数	予報 発令日数	注意報 発令日数	警報 発令日数	オキシダント最高濃度
令和2年度	12	0	2	0	※測定点：渋谷区宇田川町(R2.8.15 14時) 測定値：0.199ppm
令和3年度	16	3	6	0	※測定点：練馬区石神井町(R3.8.26 16時) 測定値：0.168ppm
令和4年度	9	2	4	0	※測定点：品川区八潮局(R4.6.30 15時) 測定値：0.192ppm
令和5年度	12	1	3	0	※測定点：武蔵野市関前(R5.7.26 14時) 測定値：0.167ppm
令和6年度	19	5	7	0	※測定点：品川区八潮局(R6.7.6 14時) 測定値：0.164ppm

※ 東京都環境局ホームページ「光化学スモッグ発生状況」から引用



《 河川等の水質関係 》

1 残堀川調査

残堀川は、瑞穂町にある狭山池公園内の狭山池を水源とし、瑞穂町、武蔵村山市及び立川市を流れ、多摩川に合流する延長 14.5km の 1 級河川です。

流域面積は、34.7km²で、残堀川に流入する支流は、瑞穂町で 4 河川（狭山谷川・夕日台川・峰田川・滝田川）、武蔵村山市で 1 河川（横丁川）、立川市で 3 用水（立川堀分水支流・昭和用水・昭和用水支流）、3 湧水（富士見高架下弁天湧水・東京都農林総合研究センター・JR 中央線残堀川鉄橋北側）があります。

（ア）残堀川水質調査会

残堀川の水質汚濁実態を把握し、水質改善を推進するための資料とするため、2 市 1 町（武蔵村山市、立川市、瑞穂町）で組織され、毎年、残堀川の上流部、中流部、下流部において、年 4 回の定期水質調査と年 1 回の水生生物調査の合同調査を実施しています。

また、本調査会では、その調査結果をもとに報告書を作成し、毎年、関係行政機関（多摩環境事務所、北多摩北部建設事務所、西多摩建設事務所）に対して、本報告書及び要望書を提出し、より良い河川環境の推進をするための活動を行っています。

残堀川の現状は、下水道の普及とともに河川整備も進んだことから、以前と比べると、水質は改善されています。その一方で、中流域においては、水量不足による瀬切れが多く見受けられており、河川水の不足が大きな課題となっているため、今後も水量確保を中心に要望を行っていきます。

(イ) 残堀川水質定期調査結果

(単位：mg/ℓ (水素イオン濃度 pH、大腸菌数 CFU/100mℓ))

	調査項目	富士塚橋				中砂大橋				環境基準 (A 類型)
		6/5	8/7	10/3	12/4	6/5	8/7	10/3	12/4	
生活環境項目	水素イオン濃度	7.9	7.6	7.6	7.9	8.0	7.6	8.3	8.3	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量	<0.5	1.0	<0.5	<0.5	0.5	2.8	2.4	0.9	2 以下
	浮遊物質量	3	9	3	1	1	5	16	3	25 以下
	溶存酸素量	9.3	7.2	7.7	10.9	10.0	7.1	9.4	11.8	7.5 以上
	大腸菌数	89	960	17	28	160	910	44	23	300 以下
健康項目	カドミウム									0.003 以下
	全シアン									不検出
	PCB									不検出
	鉛									0.01 以下
	六価クロム									0.05 以下
	ヒ素									0.01 以下
	総水銀									0.0005 以下
その他	全窒素									
	全リン									
	陰イオン界面活性剤									

※ 令和元年度から、残堀川水質調査会において調査項目の統一をしたことにより、健康項目の水質調査は、行っていない。

(ウ) 水生生物調査結果

残堀川全域で 11 種類の魚類、54 種の付着藻類、41 種の底生生物が確認されました。中流部（武蔵村山市）では、3 種 14 個体の魚類、37 種 8,192 細胞/mm² の付着藻類、14 種 77 個体の底生生物が確認されました。生物学的水質判定の総合結果として、付着藻類は β m（わりあいきれいな水域）、底生生物は α m（よごれている水域）となっています。

〈中流部魚類調査結果〉（単位：匹）

種類	捕獲数
オイカワ	7
カワムツ	6
アブラハヤ	1
モツゴ	0
タモロコ	0
ドジョウ	0
メダカ属（飼育品種）	0

※ 調査日は令和 6 年 7 月 3 日

2 空堀川調査

空堀川は、武蔵村山市にある野山北公園の丘陵地帯を水源とし、武蔵村山市、東大和市、東村山市、清瀬市を流れ、柳瀬川に合流する延長約 15km の東京都 1 級河川です。

流域面積は、26.8km²で、空堀川に流入する支流は、東大和市で 1 河川（奈良橋川）あります。

（ア）空堀川水環境確保対策会

空堀川水環境確保対策会（以下「対策会」という。）は、流域 4 市（武蔵村山市、東大和市、東村山市、清瀬市）で組織され、空堀川の汚濁実態を把握し、水質改善を推進するための資料とするため、毎年、各市上流部及び下流部において年 4 回の定期調査と各市下流部において年 1 回の通日調査を実施しています。

本対策会では、年 8 回の会議を開き、空堀川水環境確保対策要望活動及び親と子の環境教室の開催について検討しています。

また、本対策会では、その調査結果を基に作成した報告書を関係行政機関（東京都環境局）に提出し、良好な河川環境の保全及び河川の水量確保に関する抜本的な対策等の推進について要望するとともに流域 4 市と合同で親と子の環境教室を開催し、参加者同士の交流などを図っています。

今後も、空堀川の水質調査及び要望活動を実施し、水質浄化及び水量の確保を図りながら、快適な水辺環境の創出を目指していきます。

(イ) 空堀川水質定期調査結果

(単位：mg/ℓ (水素イオン濃度 pH、大腸菌数 CFU/100mℓ))

	調査項目	砂野橋				名称不詳橋				環境基準 (A 類型)
		5/16	8/22	11/5	2/6	5/16	8/22	11/5	2/6	
生活環境項目	水素イオン濃度	8.9	8.7	8.5	—	7.7	7.9	8.0	8.0	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量	1.0	1.0	1.0	—	1.1	0.7	0.7	1.1	2 以下
	浮遊物質量	<1	1	<1	—	4	4	2	1	25 以下
	溶存酸素量	11	9.7	11.5	—	8.9	7.5	9.5	12.4	7.5 以上
	大腸菌数	330	2,000	990	—	180	250	320	130	300 以下
健康項目	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	不検出	不検出	不検出	—	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	PCB	不検出	不検出	不検出	—	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	鉛	<0.001	<0.001	<0.001	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	六価クロム	<0.005	<0.005	<0.005	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 以下
	ひ素	<0.001	<0.001	<0.001	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
その他	全窒素	1.55	1.76	2.32	—	1.14	1.33	1.80	0.42	
	全リン	0.023	0.013	0.013	—	0.026	0.017	0.015	0.015	
	陰イオン界面活性剤	0.01	0.01	<0.01	—	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	

※ 「—」については、水量不足により欠測となった。

3 その他の河川調査

〈久保の川、谷戸川、入谷川、横丁川、河川調査結果〉

(単位：mg/ℓ (水素イオン濃度のみ pH))

地点	調査項目	調査日				環境基準
		5/16	8/22	11/5	2/6	
久保の川 (後ヶ谷戸通り終点)	水素イオン濃度	7.4	7.6	7.7	7.5	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量	0.7	0.6	0.5	0.9	2 以下
	浮遊物質	2	1	<1	<1	25 以下
	溶存酸素量	8.2	7.6	8.9	8.9	7.5 以上
谷戸川 (田島橋)	水素イオン濃度	7.9	8.6	9.5	8.1	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量	1.0	0.8	1.6	1.2	2 以下
	浮遊物質	2	2	80	8	25 以下
	溶存酸素量	9.5	10.1	9.3	13.0	7.5 以上
入谷川 (鍛冶ヶ谷戸橋)	水素イオン濃度	7.5	7.7	7.7	7.7	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量	0.9	0.6	1.0	0.9	2 以下
	浮遊物質	2	3	9	<1	25 以下
	溶存酸素量	9.0	7.4	9.4	12.0	7.5 以上
横丁川 (三ツ木交番下流)	水素イオン濃度	7.8	8.6	8.2	8.2	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量	1.1	0.9	0.7	1.2	2 以下
	浮遊物質	2	1	<1	2	25 以下
	溶存酸素量	9.3	10.7	11.6	12.3	7.5 以上

4 地下水汚染調査

かつて地下水汚染は、浅井戸で細菌汚染、クロムやシアンによる汚染が主でしたが、環境庁が昭和 57 年度及び 58 年度に実施した地下水汚染実態調査の結果、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物による広範な汚染が認められました。

このため、都では、地下水の汚染の防止を図るため、水質汚濁防止法に基づき、トリクロロエチレンなどを使用している事業場に対して、有害物質の地下浸透防止の規制や指導を行っており、市では昭和 60 年度から毎年度 5 か所を選定し調査を行なっています。

なお、環境基準の超過が見られる地点については調査を継続しています。

(単位：mg/ℓ)

年度	住所	採水日	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	1・1・1トリク ロロエタン	四塩化炭素
R2	三ツ木 1 丁目	R3.2.16	<0.001	0.008	<0.03	<0.0002
	中央 3 丁目		<0.001	<0.001	<0.03	<0.0002
	三ツ木 3 丁目		<0.001	<0.001	<0.03	<0.0002
	中藤 4 丁目		<0.001	<0.001	<0.03	<0.0002
	中央 2 丁目		<0.001	<0.001	<0.03	<0.0002
R3	三ツ木 1 丁目	R4.2.15	<0.001	0.015	<0.03	<0.0002
	神明 2 丁目		<0.001	<0.001	<0.03	<0.0002
	三ツ木 3 丁目		<0.001	<0.001	<0.03	<0.0002
	中原 1 丁目		<0.001	<0.001	<0.03	<0.0002
	中央 3 丁目		<0.001	<0.001	<0.03	<0.0002
R4	三ツ木 1 丁目	R5.2.10	<0.001	0.017	<0.03	<0.0002
	本町 3 丁目		<0.001	<0.001	<0.03	<0.0002
	岸 2 丁目		<0.001	<0.001	<0.03	<0.0002
	中藤 3 丁目		<0.001	<0.001	<0.03	<0.0002
	残堀 5 丁目		0.004	<0.001	<0.03	<0.0002
R5	三ツ木 1 丁目	R6.2.22	<0.001	0.014	<0.03	<0.0002
	岸 2 丁目		<0.001	<0.001	<0.03	<0.0002
	本町 2 丁目		<0.001	<0.001	<0.03	<0.0002
	中央 2 丁目		<0.001	<0.001	<0.03	<0.0002
	中藤 1 丁目		<0.001	<0.001	<0.03	<0.0002
R6	三ツ木 1 丁目	R7.1.28	<0.001	0.023	<0.03	<0.0002
	中央 3 丁目		<0.001	<0.001	<0.03	<0.0002
	岸 3 丁目		<0.001	<0.001	<0.03	<0.0002
	中藤 5 丁目		<0.001	<0.001	<0.03	<0.0002
	中藤 1 丁目		<0.001	<0.001	<0.03	<0.0002
環境基準			0.01	0.01	1	0.002

5 地下水揚水量報告

環境確保条例第 97 条及び第 135 条の規定に基づき、一定の規模以上の揚水施設（井戸のポンプ揚水機の出力が 300 ワットを超える揚水施設）により地下水を揚水している方から、年 1 回揚水量の報告を受けています。

また、環境確保条例では地盤沈下を防ぎ、地下水を保全するため、様々な規制をしています。

（ア）環境確保条例に基づく揚水施設の規制

吐出口断面積	ストレーナーの位置	揚水機出力	揚水量
6 cm ² 以下	深さの制限無し	2.2kW 以下	平均 10 m ³ /日 最大 20 m ³ /日
6 cm ² を超え 21 cm ² 以下	500m 以深		
21 cm ² を超える もの	設置禁止（平成 13 年 4 月 1 日以降）		

(イ) 地下水揚水量

(単位：m³)

No.	施 設 名	1 日平均揚水量				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	(株)いなげや武蔵村山精肉センター	60	70	63	57	75
2	コトブキシーティング(株) 村山工場	1	2	1	4	3
3	ニシハラ理工 (株) 本社工場	188	199	169	145	158
4	(独)国立病院機構 村山医療センター	583	408	444	386	276
5	(福)鶴風会 東京小児療育病院	61	60	48	44	41
6	(学)東京経済大学 村山校舎	10	9	12	11	10
7	(株)マイテック	0	0	0	0	0
8	(株)ワイケーシー	3	3	3	3	1
9	(株)東洋ボデー	21	16	14	18	19
10	(福)武蔵村山正徳会	0	0	0	0	0
11	(有)紀の国屋	23	28	工場廃止		
12	(株)梅田製作所	23	23	60	52	53
13	出光リテール販売(株) クルマークショップ	0	0	1	1	0
14	(株)小海ネームプレート製作所	4	3	6	4	5
15	(学)むさしの佐野学園 武蔵みどり幼稚園	1	1	1	1	2
16	日本医療衛生サービス(株)	41	43	51	42	39
17	第二砂川湯	15	14	16	17	20
18	村山温泉 かたくりの湯	23	34	38	9	0
19	鈴木トミ子畑地	3	1	1	1	1
20	(株)イシイ・フーズ	2	1	2	2	3
21	出光リテール販売(株) こぶし SS	11	12	10	8	7
22	(株)アサヒケーティー	7	7	7	7	8
23	比留間運送(株)伊奈平工場	2	2	6	5	1
24	多摩冶金(株)	18	13	13	12	10
25	タマランチ(株)	8	9	11	12	12
26	わらべや日洋(株)東京工場	12	12	26	25	22
27	むさしの生コン(株)横田工場	10	9	16	25	20
28	東京都水道局多摩水道改革推進本部	0	0	0	0	0
29	湖南衛生組合	334	537	296	258	180
30	下田園芸	4	14	4	23	6
31	内野園	1	2	3	3	3
32	タイヘイ(株)フード事業部 武蔵村山工場	41	45	49	46	52
33	プロジェクト MURAYAMA 管理事務所	1	0	0	0	0
34	(株)富士グラウト工業	0	0	0	0	0
35	(株)中央クリーニング		2	7	5	6
36	(株)梅田製作所 プレス工場		5	7	9	7

37	多摩冶金(株)南工場			0	2	2
合 計		1,511	1,584	1,385	1,237	1,042

※ なお、地下水揚水量を東京都に報告する様式の都合上、年度は1月1日から12月31日までとする。

《 その他 》

1 飼い主のいない猫去勢不妊手術補助金

飼い主のいない猫に去勢・不妊手術を受けさせた経費の一部を補助することにより、飼い主のいない猫の増加を抑制し、公衆衛生の向上等を図ることを目的に、毎年度要綱を策定しています。飼い主のいない猫1頭につき、限度額を去勢・不妊手術について5,000円、付帯費用について5,000円とし、実際に要した費用とを比較していずれか少ない方の額を補助しています。

〈飼い主のいない猫去勢不妊手術補助金交付申請件数〉

(単位：件)

年 度	申請数		
	猫		合計
	去勢	不妊	
令和2年度	56	55	111
令和3年度	42	31	73
令和4年度	42	37	79
令和5年度	15	12	27
令和6年度	5	6	11

2 犬のふん放置防止啓発看板の配付

武蔵村山市空き缶・吸い殻等の散乱及び犬のふんの放置等の防止に関する条例に基づき、飼い主のマナー向上、犬のふん放置を防止するため、啓発用看板を配付しています。

〈犬のふん放置防止啓発看板配付数〉

(単位：枚)

年 度	配付数
令和2年度	163
令和3年度	193
令和4年度	212
令和5年度	172
令和6年度	201



3 ユスリカ等害虫駆除

ユスリカは、池、水田、側溝、プール等、流れの少ない水域で春先から初夏にかけ発生し、蚊のような虫が水際で柱状に集まり飛びます。

また、汚れた水域やきれいな水域等、環境に応じた種類のユスリカが発生するため、日本では約千種ものユスリカが確認されています。ユスリカは、ハエ目ユスリカ科に属する虫で蚊のように人の血を吸うことはありませんが、屋内に侵入したり、時には洗濯物を汚したりするため「不快害虫」と呼ばれています。

ユスリカ等害虫駆除は、市民等から駆除の要望等があった際に実施することとしていますが、近年は実施していません。

4 殺そ剤の配付

市では、伝染病予防法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき、殺そ剤を原則 1 回に 2 袋までを配付していたところ、平成 11 年 4 月 1 日にこの法律が廃止されましたが、市では引き続き、公衆衛生の向上に努めるため、殺そ剤の配付を行っています。

〈殺そ剤配付数〉

(単位：袋)

年 度	購入数	配付数
令和 2 年度	172	59
令和 3 年度	0	68
令和 4 年度	0	65
令和 5 年度	50	70
令和 6 年度	120	85

5 スズメバチの巣駆除作業補助金・薬剤の販売

市では、スズメバチの巣駆除費用の一部を補助することにより、スズメバチの危害から市民生活を守ることを目的に、毎年度、要綱を策定し、スズメバチの巣を専門の業者に依頼して駆除された方に対し、14,550 円を上限として、駆除にかかった費用の半額を補助しています。

＜スズメバチの巣駆除作業補助及び薬剤の販売＞

年 度	補助数（件）	販売数（本）
令和2年度	64	14
令和3年度	57	－
令和4年度	47	－
令和5年度	99	－
令和6年度	69	－

※令和3年度より薬剤の販売は終了

6 畜犬登録事務

狂犬病予防法第4条に基づき、犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合は、90日を経過した日）から30日以内に登録をして、鑑札をその犬に着けておかなければなりません。また、その犬が死亡した場合、所在地の変更、所有者の変更があった場合は、30日以内にその旨を市町村に届出をする必要があります。

なお、令和7年3月からマイクロチップによる畜犬登録ができるようになりました。

狂犬病予防注射については、法第5条に基づき毎年1回当該注射を受けさせ、注射済票をその犬に装着させなければなりません。当該注射の接種時期については、法施行規則第11条で生後91日以上の子犬については、4月1日から6月30日までの間に原則1回受けなければなりません。そのため市では、毎年4月に市内の公共施設において、集合注射を行っております。

（ア）登録等手数料

	手数料等
登録及び鑑札の交付	3,000 円
鑑札再交付	1,600 円
注射済票	550 円
注射済票再交付	340 円

(イ) 畜犬登録事務

(単位：頭)

年 度	新規登録	鑑札再交付	狂犬病予防 注射済票	死 亡 届	変 更 届	無償交換	登録頭数
令和2年度	284	26	2,934	337	27	53	3,932
令和3年度	284	35	2,983	278	28	67	3,916
令和4年度	263	39	2,932	274	37	82	3,902
令和5年度	244	36	2,864	278	27	101	3,906
令和6年度	213 (23)	23	2,866	281	27	110	3,863

※ () 内は、令和7年3月1日から開始したマイクロチップによる登録数で内数である。

7 アライグマ・ハクビシン防除事業

平成29年度から市では、東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画に参加し、市内における生態系及び生活環境への被害防止を目的として、これらの動物の生息状況等を把握するため、センサーカメラ及び捕獲器を設置し、積極的な防除を実施しています。

区分 年度	目 撃 等 相談件数(件)	カ メ ラ 設置件数(件)	捕 獲 器 設置件数(件)	捕獲頭数(頭)	
				アライグマ	ハクビシン
令和2年度	102	1	88	29	10
令和3年度	124	1	109	58	11
令和4年度	173	1	132	52	5
令和5年度	189	2	161	66	12
令和6年度	132	0	127	51	7

8 環境フェスタ

市民参加型イベントである村山デエダラまつりと同時開催の「環境フェスタ」会場内において、環境課のブースを設け、環境保全関連や地球温暖化関連のパネル展を実施し、環境保全に関する市民等の意識の高揚を図り、環境保全についての関心を持つことを目的として、開催しています。

9 省エネナビ貸出事業

省エネナビを市民に貸し出すことにより、各家庭における電力消費量の可視化を通して節電意識の醸成を図り、家庭での省エネルギーの促進を図っています。

〈省エネナビ貸出実績〉

(単位：台)

年 度	貸 出 数
令和2年度	14
令和3年度	13
令和4年度	0
令和5年度	0
令和6年度	0

※ 各年度末における貸し出し台数を計上している。

10 空間放射線量測定

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、放出された放射性物質による環境汚染状況についての測定に関し、市民の健康及び安心・安全を確保することを目的として、現在「武蔵村山市における平成27年4月1日以後の事故由来放射性物質飛散対応指針」に基づき市役所敷地内の側溝等の放射性物質がたまりやすい場所を地上から1メートルの高さで空間放射線量を毎月測定しています。

この指針に基づき測定した結果、毎時0.23マイクロシーベルトを超えた場合は、簡易な除染作業を行った後、再測定を行います。その結果、なお基準値を超えている場合については、市民等への立ち入りを禁止するとともに、関係原子力事業者に対し、協力を依頼するとともに、東京都に対し報告し、処分方法等について協議をすることとしています。

また、簡易な除染作業を行っても、毎時1マイクロシーベルトを超える高い箇所がある場合は、市民等への立ち入りを禁止するとともに、特別措置法の規定に基づき国に対し除染支援を要請するものとしています。

なお、令和6年4月1日から、当該指針を改定し、緊急時のみ測定することとしています。

〈空間放射線量測定結果〉

(単位： $\mu\text{Sv/h}$)

測定場所	年 度				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
本庁舎・レストラン棟間	0.07	0.08	0.08	0.07	—

※ 1年間の測定値の平均値

令和 7 年度 環境保全のあらまし（令和 6 年度実績）

編集・発行	武蔵村山市環境部環境課環境保全係
編集・発行	東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1
編集・発行	電 話 042-565-1111
編集・発行	F A X 042-566-4493